概要版

第７次
市原市地域福祉活動計画
【前期計画】

令和８（２０２６）年度 ～ 令和１２（２０３０）年度

令和８（２０２６）年７月

社会福祉法人市原市社会福祉協議会

活動計画策定の趣旨

➤「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりをより一層推進するための計画として策定しました。

昨今の地域社会では、少子高齢化や人口減少などの一層の進行を背景に、複数の課題を抱える世帯や新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮世帯の増加、孤独・孤立問題の深刻化、さらには、地域福祉活動の制約による地域のつながりの希薄化への危機感が高まるなど、地域福祉の環境は大きく変化しています。

このような状況から、制度・分野ごとの「縦割り」で解決できない複雑化・多様化した課題や制度の狭間の課題に対応するためには、「支え手」「受け手」という関係でなく、地域住民や地域の多様な主体の参画のもと、誰もが生きがいと役割を持ち地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目指すことがますます重要となります。

このたびの「第７次市原市地域福祉活動計画」（以下「第７次活動計画」という。）は、第６次計画の考え方を継承しつつ、施策の進捗状況や社会情勢の変化、今後の地域福祉に必要な視点を反映させ、地域共生社会の実現に向けた持続可能な地域づくりの一層の推進を目指す計画として策定するものです。

活動計画の位置づけ

➤行政計画と相互に連携し、地域福祉を具体的に進めるための民間の活動・行動計画です。

市原市（行政）が策定する「地域福祉計画」は、社会福祉法第１０７条の規定に基づく市町村の地域福祉の推進に向けた基本的な事項を定める行政計画です。一方で、市原市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が策定する「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第１０９条に基づく民間組織の社会福祉協議会が、行政計画と相互に連携し地域住民や様々な関係者などと地域福祉を実践するための活動・行動計画です。

また、市社協では、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が中心となり、地域ごとの特性を活かした地域福祉活動を推進するための「地区行動計画」を策定しており、今後とも地域福祉活動計画と連携・連動した取り組みを展開していきます。

地域福祉の圏域

市原市地域共生社会推進プランでは、これまでの地域福祉計画や地域福祉活動計画を通じて構築してきた「小域福祉圏」「中域福祉圏」「基本福祉圏」の３層構造の考え方が継承されています。

第７次活動計画でも、この考え方を共有し、それぞれの圏域における活動主体と連携・協働しながら地域福祉の推進に取り組みます。

小域福祉圏	中域福祉圏	基本福祉圏
46 圏域・小学校区（旧学校区含む）	12 圏域・市役所支所区域	1 圏域・市全域
小域福祉ネットワーク	地区社協、福祉分野の相談機関	市原市（行政）、市社協

活動計画の期間

市原市地域共生社会推進プランと同様に、令和８（２０２６）年度から令和１７（２０３５）年度までの１０年間としますが、計画の実行（実効）性を高めるために、５年ごとに計画書（前期計画、後期計画）を策定します。

また、前期計画、後期計画ともに、中間年度には現行計画の中間検証を行い、最終年度には次期計画の策定に向けた全体的な総括を行います。

【計画期間イメージ】

第７次市原市地域福祉活動計画・第３次地区行動計画
令和８（２０２６）年度 ～ 令和１７（２０３５）年度

【前期計画】	【後期計画】
令和８(2026)年度 ～ 令和 12(2030)年度	令和 13(2031)年度 ～ 令和 17(2035)年度

活動計画の基本理念

“互いを尊重し、互いに支え合い、誰もが自分らしく活躍して暮らすことのできるまちの実現!!”

少子高齢化の進行や地域の支え手が不足する一方で、経済格差や地域のつながりの希薄化に伴う生活の困窮や孤独・孤立の深刻化など、地域福祉へのニーズは複雑化・多様化し、地域で支え合う重要性がこれまで以上に高まっています。

第７次活動計画では、行政計画と同様の理念のもと、地域住民が互いを尊重し合いながら、自分らしく役割を持ち活躍し、ともにつながり支え合い暮らせる 「地域共生社会」の実現や、誰もが幸せを実感できる「ウェルビーイング」の実現に向けた持続可能な地域づくりの一層の推進を目指します。

基本目標と施策の方向性

基本理念の実現に必要な３つの「基本目標」を掲げ、その実現に向けた１０の「施策の方向性」を設定します。

目標１「地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり」【共感】

全ての人が、思いやりの心を持って互いに手を差し伸べ合うことで、身近な地域での助け合いや社会とつながる喜びを実感できる地域社会の形成に取り組みます。

また、地域住民が主体となり、協力しながら取り組む、地域の困りごとを解決するための活動を促進することで、みんなで支え合う地域づくりを目指します。

施策の方向性	１ 福祉意識の醸成	１ 地域・福祉を知る機会の充実
		２ 人とひと、人と地域のつながりを育む場の推進
	２ 小地域福祉活動の推進	

目標２「地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり」【共創】

全ての人が、悩みや困りごとを抱え込むことなく、身近で気軽に相談することができ、その人のニーズに合った支援につながる相談支援体制の整備に取り組みます。

また、地域づくり活動を行うことのできる、福祉以外の分野も含めた多様な主体との連携・協働を広げることで、つながり支え合う地域づくりを目指します。

施策の方向性	１ 地域で孤立させない取組の強化	１ 寄り添い支えていく体制の強化
		２ 生活を支えるための体制の強化
	２ 地域福祉力の向上	１ 地域の実情に応じた地域福祉活動の推進
		２ 多様な主体との連携体制の強化

目標３「地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり」【共生】

全ての人が、地域で共に生きることの理解を深め、地域を創る存在として役割を持って活躍できるよう、地域づくり活動への参加促進など基盤の整備に取り組みます。

また、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、一人ひとりの権利や尊厳、生活が守られ、安心して安全に暮らせる地域づくりを目指します。

施策の方向性	１ 地域で活動する人材の育成
	２ 権利擁護の推進
	３ 災害対応力の向上

具体的な施策の展開

「基本目標」や「施策の方向性」の実現に沿った１７の「重点的な取組」を設定し、具体的な地域福祉活動を展開します。

基本目標１「地域の誰もが互いに支え合うコミュニティづくり」【共感】

1-1 福祉意識の醸成　1-1-1 地域・福祉を知る機会の充実

重点的な取組１　拡充

地域福祉活動の見える化・見せる化の推進

＜取組方針＞
市社協や地区社協、小域福祉ネットワークが進める住民主体による地域福祉活動の「見える化・見せる化」を推進します。

＜取組方法＞
○多様な広報媒体を活用した情報発信
○関係機関、団体などと連携した情報発信

必要な方へ情報が行き届くよう広報紙・SNS 等を活用した情報発信を行います。

重点的な取組２　拡充

生活困窮者支援活動の推進

＜取組方針＞
「困ったときはお互いさまの地域づくり」の更なる醸成・浸透に向けて、生活困窮者支援活動の拡充に取り組みます。

＜取組方法＞
○余剰食品の寄付を募るフードドライブ活動の拡充
○「（仮称）いちはら子育て応援バンク」の開設

企業、地域と連携したフードドライブの拡充、制服や学用品等を配布する仕組みづくりを目指します。

1-1 福祉意識の醸成　1-1-2 人とひと、人と地域のつながりを育む場の推進

重点的な取組３　拡充

共生型サロン事業の推進

＜取組方針＞
「地域住民の望まない孤独・孤立」を防ぐために、地域住民同士のつながりを実感できる居場所づくり活動を推進します。

＜取組方法＞
○共生型サロン事業の普及・推進・充実

地域の誰もが参加でき、役割を持ち自分らしく活躍できるサロン活動を展開します。

重点的な取組４　拡充

子どもの居場所づくり活動の推進

＜取組方針＞
「子どもたちの健やかな育ち」を地域全体で支援するために、子どもの想いを受け止める居場所づくり活動を推進します。

＜取組方法＞
○子どもの居場所の普及・推進・充実

地域・子ども食堂、学習支援など、子どもたちがありのままでいられる居場所の拡充を図ります。

1-2 小地域福祉活動の推進

重点的な取組５　継続

地区社協の活動・運営支援

＜取組方針＞
市社協が示す地域福祉推進の基本的方向に基づき、それぞれの地域特性に見合った地域福祉活動の実践と安定的・継続的な組織運営を支援します。

＜取組方法＞
○地区担当職員を通じた継続的な支援
○事業活動・運営に係る補助金の交付

地域住民の日常生活を支える視点に立った活動を展開するための活動・運営支援を行います。

重点的な取組６　継続

小域福祉ネットワークの活動・運営支援

＜取組方針＞
それぞれの地域が抱える生活課題の解決に向けた、自主的・自発的な地域福祉活動の展開と安定的・継続的な組織運営を支援します。

＜取組方法＞
○地区担当職員を通じた継続的な支援
○事業活動に係る補助金の交付事務

サロンや見守り支援活動など、身近な地域課題に対応するための活動・運営支援を行います。

関連する取組（基本目標１）

1-1 福祉意識の醸成　1-1-1 地域・福祉を知る機会の充実【重点的な取組１～２】
○広報紙「いちはら社協だより」の発行（年３回）
○歳末たすけあい運動協力事業　「福祉バザー事業」「歳末たすけあい募金」の実施
○いちはらフードネットワーク事業　「フードバンク活動」の拡充
○お互いさまの地域づくり事業　「フードパントリー」「制服リユース」活動の実施

1-2 小地域福祉活動の推進【重点的な取組５～６】
○地区社協連絡会の開催（年５回程度）
○いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議の開催（年２回程度）
○地区社協・小域福祉ネットワーク合同研修会の開催（隔年１回）

５年後の取組の目標値（基本目標 1）

重点	取組項目	指標	現状値 R7 ➤ 目標値 R12
1	地域福祉活動の見える化・見せる化の推進	SNS 年間投稿回数	499 回➤800 回
2	生活困窮者支援活動の推進	お米寄付数量 食料・日用品等寄付数量 食料品等配布世帯数 制服・学用品等寄付数量 制服・学用品等配布世帯数	2,865kg➤3,400kg 4,124kg➤4,600kg 227 世帯➤420 世帯 318 点➤600 点 93 世帯➤250 世帯
	お互いさまの地域づくり事業 ※重点２の関連する取組	フードパントリー・制服リユース活動の実施地区・会場数	7 地区 9 会場➤12 地区 20 会場
3	共生型サロン事業	実施会場数	64 会場➤70 会場
4	子どもの居場所づくり活動の推進	実施会場数	8 地区 12 会場➤12 地区 20 会場
5	地区社協の活動・運営支援	活動者数（年間延べ）	15,067 名➤15,100 名
6	小域福祉ネットワークの活動・運営支援	活動者数（年間延べ）	37,362 名➤37,400 名

基本目標２「地域のつながりを豊かにするための仕組みづくり」【共創】

2-1 地域で孤立させない取組の強化　2-1-1 寄り添い支えていく体制の強化

重点的な取組７　拡充

いちはら地域連携型相談支援事業の推進

＜取組方針＞
市社協と地区社協の連携・協働のもと、身近な地域で地域住民が抱える生活課題を把握し、その解決を図るための相談支援活動を展開します。
＜取組方法＞
○身近な地域での相談支援活動の普及・推進・充実
○地域主体のケース会議の開催（適宜）

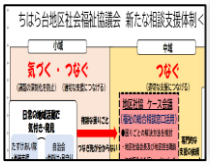

住民の異変に早期に「気づき」適切な支援に「つなぎ」、その後の生活を「見守る」一連の相談支援活動を展開します。

重点的な取組８　継続

民生委員・児童委員活動の支援

＜取組方針＞
地域住民からの相談に応じ、適切な機関への橋渡しや見守りなど、生活課題の解決にあたる「民生委員・児童委員」の活動支援に取り組みます。
＜取組方法＞
○相談支援活動、委員活動を支える組織的な相談支援体制の充実・強化
○委員の存在の理解を促すための周知活動の充実

委員同士が支え合う地区ごとのチーム・班体制、広報活動の一層の充実を図ります。

2-1 地域で孤立させない取組の強化
2-1-2 生活を支えるための体制の強化

重点的な取組９

継続

生活支援体制整備事業の推進
【市原市受託事業】

＜取組方針＞
「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高齢者などの自立した日常生活を地域全体で支えるための仕組みづくりを推進します。

＜取組方法＞
○生活支援コーディネーターによる活動の推進
○地区で仕組みづくりを協議・検討する中域福祉圏ごとの第２層協議体の運営・活性化支援

既存の取組とのマッチングや支え合いの仕組みづくりを行います。

2-2 地域福祉力の向上
2-2-1 地域の実情に応じた地域福祉活動の推進

重点的な取組１０

拡充

地区行動計画の推進

＜取組方針＞
第7次活動計画と共通の理念・目標のもと、地区社協を中心に中域福祉圏ごとに策定した「第3次地区行動計画」の着実な推進を図ります。

＜取組方法＞
○第３次地区行動計画に基づく取り組みの展開
○地区行動計画推進委員会での進行管理と活動計画との一体的な評価・検証の実施

多様な主体の参画と役割分担のもと地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進します。

2-2 地域福祉力の向上
2-2-2 多様な主体との連携体制の強化

重点的な取組１１

拡充

社会福祉法人の公益的な取組との連携

＜取組方針＞
社会福祉法人・ 福祉施設による 「地域における公益的な取組」と住民主体による「地域福祉活動」の結びつきを促進します。

＜取組方法＞
○新たな協働活動の提案・実施
○障がい・児童分野との顔の見える関係の構築

福祉の専門性を有する法人・福祉施設との連携を強化し、地域に寄り添った協働活動の展開を促進します。

重点的な取組１２

新規

企業の社会貢献活動との連携

＜取組方針＞
企業における 「社会貢献活動」と住民主体による「地域福祉活動」が相互にメ リットを享受することのできる関係づくりに取り組みます。

＜取組方法＞
○企業と地域を結ぶ新たな相談窓口の開設
○企業へのアプローチ方法の検討・実践・拡充

地域貢献に関心のある企業からの相談に応じ、地域とのつながりを促進します。

関連する取組（基本目標２）

2-1 地域で孤立させない取組の強化　2-1-1 寄り添い支えていく体制の強化【重点的な取組 7～8】
○安心生活見守り支援事業 「高齢者・障がい者世帯などへの見守り・声かけ活動」の支援
○地域福祉支援事業「歳末たすけあい運動期間中に実践する先駆的・開拓的な地域福祉活動」への支援

2-1 地域で孤立させない取組の強化　2-1-2 生活を支える体制の強化【重点的な取組 9】
○日常生活支援事業 「住民参加型在宅福祉サービス」「事業化・活性化推進サービス」の拡充
○生活福祉資金貸付事業【千葉県社会福祉協議会受託事業】
○いちはらファミリー・サポート・センター事業【市原市受託事業】
○出産前後家事等サポート事業【市原市受託事業】
○送迎ボランティアサービス事業
○福祉カ―貸出事業【市原市受託事業】
○居宅介護支援事業所の運営

５年後の取組の目標値（基本目標２）			
重点	**取組項目**	**指標**	**現状値 R7 ➤ 目標値 R12**
7	いちはら地域連携型相談支援事業の推進	ケース会議での検討事例数（年間延べ）	68 件➤100 件
8	民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員の充足率	88 %➤92 %
9	生活支援体制整備事業の推進	第２層協議体への参画団体数	138 団体➤160 団体
	日常生活支援事業 ※重点９の関連する取組	住民参加型在宅福祉サービス実施地区数	10 地区➤12 地区
		事業化・活性化推進サービス実施地区数	4 地区➤12 地区
10	地区行動計画の推進	地区行動計画推進委員会開催回数	44 回➤48 回
11	社会福祉法人の公益的な取組との連携	地区行動計画推進委員会及び第２層協議体への参画法人数	16 法人➤29 法人
12	企業の社会貢献活動との連携	新規相談企業数	25 社 ※新規取組のため目標値のみ
		地域福祉活動へ参画した企業数	12 社➤30 社

基本目標３「地域で安心して幸せに暮らすための基盤づくり」【共生】

3-1 地域で活動する人材の育成

重点的な取組１３　拡充

福祉教育の推進

<取組方針>
福祉や地域についての理解・関心を深めるとともに、地域づくりへの参画のきっかけとなることを目的に、福祉の学びの機会の提供に取り組みます。

<取組方法>
○幅広い年代への「福祉教育出前講座」の実施
○福祉教育出前講座メニューの充実・実施

地域関係者、社会福祉法人・福祉施設と連携・協働した出前講座の充実と、その展開を図ります。

重点的な取組１４　拡充

ボランティア活動の推進

<取組方針>
地域住民による自主的・自発的なボランティア活動を総合的に推進・支援するとともに、地域生活課題の解決を図る人材の確保・育成に取り組みます。

<取組方法>
○ボランティア支援機能の充実・強化
○地域生活課題の解決を図る人材の確保・育成

ボランティアの活動支援や社会・地域ニーズに基づく活動者の育成、地域福祉の担い手確保に努めます。

3-2 権利擁護の推進

重点的な取組１５　継続

市原市成年後見支援センター機能の充実【市原市受託事業】

<取組方針>
「成年後見制度」の中核機関として、制度周知及び利用に関する相談や支援体制の強化を図り、適切な制度の利用に向けた包括的な支援を行います。

<取組方法>
○制度の普及促進（広報、相談受付等）
○市民後見人の養成・普及、活動支援
○受任調整会議、関係機関との支援調整

広報啓発・相談体制の拡充に加え、市民後見人のフォローアップ体制の充実を図ります。

3-3 災害対応力の向上

重点的な取組１６　拡充

災害ボランティアセンター運営体制の整備・強化

<取組方針>
市原市内で大規模な災害が発生した場合、もしくは発生するおそれがある場合に設置する「災害ボランティアセンター」の運営体制の整備・強化を図ります。

<取組方法>
○多様な関係者との連携・協働体制の構築
○災害ボランティアセンター業務のデジタル化

多様な機関・団体との連携体制の構築とICT（情報通信技術）を活用しセンター業務のデジタル化を図ります。

3-3 災害対応力の向上

重点的な取組１７

拡充

災害ボランティアの確保・育成・定着

<取組方針>
災害ボランティア活動を効果的に実施するために、ボランティアとして活躍する人材の確保・育成・定着に取り組みます。

<取組方法>
○災害ボランティア養成講座の開催
○災害ボランティアの確保・育成・定着

継続的な養成講座やフォローアップ講座の開催に加え、平時から活躍できる場や機会の提供に努めます。

関連する取組（基本目標３）

3-1 地域で活動する人材の育成【重点的な取組 13～14】
○人材育成事業「地域福祉活動を安定して継続させるための講座・研修会」の開催

3-2 権利擁護の推進【重点的な取組 15】
○法人後見業務の実施
○福祉サービス利用援助事業【千葉県社会福祉協議会受託事業】

3-3 災害対応力の向上【重点的な取組 16～17】
○市原市災害ボランティア活動連絡調整会議の開催（年５回程度）
○災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施（年１回）
○福祉避難所開設運営訓練の実施（年１回）
○災害支援ボランティア事業「防災・減災など地域防災力の向上に資する講座・研修会」の開催

５年後の取組の目標値（基本目標３）

重点	取組項目	指標	現状値 R7 ➤ 目標値 R12
13	福祉教育の推進	福祉教育出前講座実施回数 ※括弧の数値は社会福祉法人・福祉施設との連携数	20 回（2 回）➤30 回（15 回）
14	ボランティア活動の推進	ボランティア登録者数	3,561 名➤3,600 名
		ボランティア活動者数（年間延べ）	42,134 名➤42,150 名
		地域福祉活動に参加したボランティア団体・個人ボランティアの数（年間延べ）	29 団体 42 名➤40 団体 65 名
	人材育成事業 ※重点 14 の関連する取組	実施地区数	8 地区➤12 地区
15	市原市成年後見支援センター機能の充実	新規相談件数	276 件➤400 件
		チーム支援件数（年間延べ）	6 件➤20 件
		市民後見人の活動者数	12 名➤30 名
17	災害ボランティアの確保・育成・定着	災害ボランティア事前登録者数	146 名➤200 名
	災害支援ボランティア事業 ※重点 17 の関連する取組	実施地区数	8 地区➤12 地区

計画の推進体制

第７次活動計画で目指すまちづくりを実現するために、市社協の役員で構成する「正副会長会議」や「常任委員会」、市社協の職員で構成する階層別の「地域福祉活動計画推進本部会議」や「職員連絡調整会議」などを活用して計画を推進します。

また、地域福祉活動実践者で構成する「地区社協連絡会」や「いちはら小域福祉ネットワーク連絡会議」、市原市民生委員児童委員協議会の各種会議、市内１２地区の「地区行動計画推進委員会」を活用した意見集約を適宜行い、取り組みの着実な推進につなげます。

計画の進行管理・評価

進行管理の考え方

第７次活動計画の実行（実効）性を高めていくために、これまでの計画と同様に PDCA サイクル（Plan=計画、Do＝実践、Check=進行管理、Action=改善）に基づく進行管理を行います。

評価のプロセス

市社協の職員で構成する階層別会議や役員で構成する会議を活用した「第１次・第２次評価」を実施し、進捗状況の点検や施策の結果・成果の評価、課題に伴う改善事項の検討を行います。また、上記プロセスを経てまとめた「年度評価」の結果を、市社協の「理事会」及び「評議員会」で報告します。

計画の中間年度・最終年度の評価

第７次活動計画と第３次地区行動計画との連動性を高めるため、中間年度（３年目）と最終年度（５年目）に一体的な評価・検証を実施します。

中間年度は、施策の方向性や地区ごとの取り組みの成果・課題、実践事例の共有を図り、効果的な取り組みを推進していくための検証を行い、最終年度は、両計画の総括評価を実施し、次期計画の策定に反映していきます。

【PDCA サイクルイメージ】

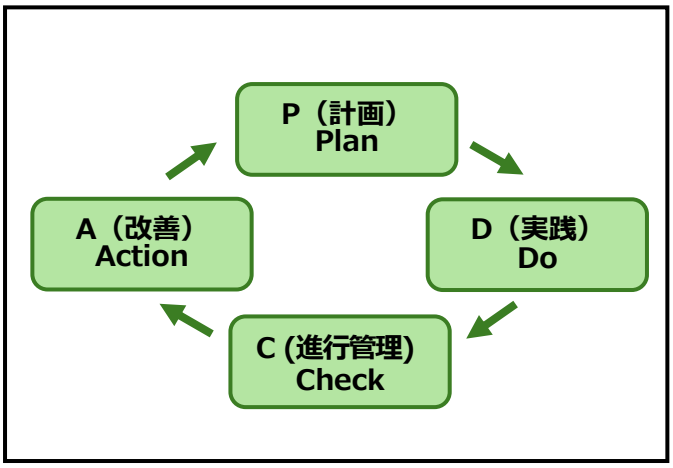

【評価（Check）プロセスイメージ】

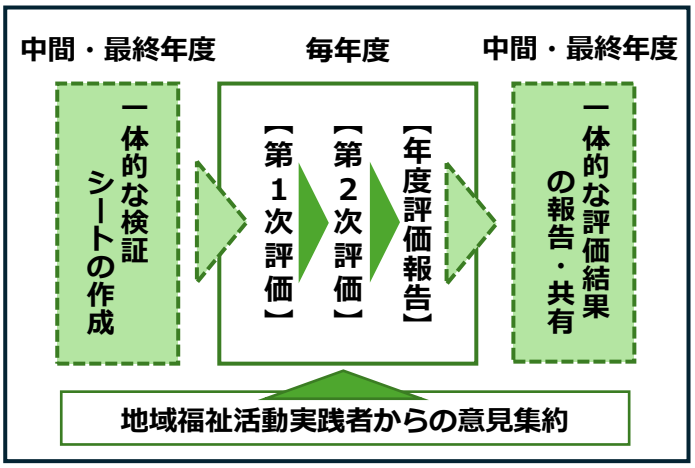

Support Community

For All Ichihara

第７次市原市地域福祉活動計画【前期計画】概要版

令和８（２０２６）年度 ～ 令和１２（２０３０）年度

発行年月　令和８（２０２６）年７月
発　　行　社会福祉法人市原市社会福祉協議会
〒290-0075 千葉県市原市南国分寺台 4-1-4
TEL 0436-24-0011　FAX 0436-22-3031
HP（ホームページ）　http://www.ichihara-shakyo.or.jp

(旧 Twitter)　Facebook　YouTube　公式 LINE　instagram